

平成26年第4回定例会

企画産業常任委員会
会 議 録

期日：平成26年12月10日(水)

場所：大曲庁舎互助会館第1会議室

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時 平成26年12月10日（水曜日） 午前10時00分 ～ 午後1時29分

会 場 大仙市役所 互助会館3階 第1会議室

出席議員（7人）

1 番 富 岡 喜 芳	8 番 藤 田 和 久	1 1 番 茂 木 隆
1 3 番 古 谷 武 美	1 4 番 武 田 隆	1 6 番 高 橋 幸 晴
2 0 番 佐 藤 清 吉		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

企 画 部 長 小 松 英 昭	次長兼総合政策課長 相 馬 幸 則
総 合 政 策 課 参 事 高 橋 正 人	情 報 シ ス テ ム 課 長 加 賀 勘 悦
情 報 シ ス テ ム 課 主 幹 久 米 啓 之	男 女 共 同 参 画 ・ 交 流 推 進 課 長 佐 々 木 繁 隆
男 女 共 同 参 画 ・ 交 流 推 進 課 主 査 伊 藤 桂 子	
農 林 商 工 部 長 佐 々 木 誠 治	次長兼企業対策課長 小 野 地 洋
農 林 振 興 課 長 今 野 功 成	農 林 振 興 課 参 事 藤 井 一 博
農 林 振 興 課 参 事 煤 賀 康 典	商 工 観 光 課 長 五 十 嵐 秀 美
商 工 観 光 課 参 事 今 善 雄	協 和 農 林 建 設 課 参 事 稻 葉 久 則
太 田 農 林 建 設 課 長 佐 藤 朗	太 田 公 民 館 長 安 達 成 年
農 業 委 員 会 事 務 局 長 加 賀 谷 光 秋	農 業 委 員 会 事 務 局 参 事 工 藤 明 良

議会事務局職員出席者

主 査 佐 藤 和 人

審査案件

1 議案第161号 大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設条例の制定について

て

- 2 議案第165号 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について
- 3 議案第166号 大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について
- 4 議案第167号 大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設及び太田新興緑地広場の指定管理者の指定について
- 5 議案第168号 大仙市神岡生産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について
- 6 議案第169号 大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について
- 7 議案第170号 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について
- 8 議案第171号 大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について
- 9 議案第172号 協和温泉（四季の湯）の指定管理者の指定について
- 10 議案第173号 大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について
- 11 議案第174号 史跡の里交流プラザ「柵の湯」等の指定管理者の指定について
- 12 議案第175号 大仙市立太田就業改善センター等の指定管理者の指定について
- 13 議案第176号 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について
- 14 議案第177号 大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について
- 15 議案第183号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）
- 16 陳情第18号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情
- 17 陳情第20号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情について
- 18 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

午前10時00分 開 会

○委員長（高橋幸晴） おはようございます。

今日は皆様、大変ご多用のところご参集いただきまして誠にありがとうございます。

4年続きの豪雪、今年は私の予感では心配ないと思ったんですが、早くから雪が大分積もってしまいました。このあと年末にかけて、大変皆様方ご多忙の日が続くと思います。どうか健康には十分に注意していただきたいと思います。

それでは只今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

今次定例会の委員会審査の日程につきましては、お手元に配付の日程表にしたがって審査をまいります。課ごとに説明終了後に質疑を行い、討論・表決につきましては、一括で行うことといたします。なお、正確な会議録作成のため、発言の際は、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（高橋幸晴） それでは、日程表に従って順次審査まいります。

はじめに、小松企画部長からごあいさつがあります。小松企画部長。

○企画部長（小松英昭） みなさん、おはようございます。

皆様には、平素から当部所管の事務事業に対しましては、ご指導、ご鞭撻を賜っております。この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

また本会議初日で、平成25年度決算をご認定いただきましたけれども、本当にありがとうございました。当部所管の事務事業におきましては数点ほどご指摘を賜ったところでございます。この点につきましては、是非体现できるように努力してまいりたいというふうに考えてございます。

平成26年度も9カ月を過ぎようとしております。当部所管の事務事業も大分進捗しておりますけれども、まだ年度末に10周年の記念事業等も控えております。すべての事務事業が円滑に終わられますように引き続き努力して参りますので、どうぞよろしくお願いたしたいというふうに思います。

また、現在新年度予算、平成27年度の当初予算の編成作業中ということでございます。ご案内のとおり大変厳しい財政事業を反映致しまして、一般財源ベースでは15%シーリングを掛けられているということでございます。大変編成に苦慮しているところでありますけれども、以前にも申し上げましたとおり、これからは職員の資質向上も含めまして、アイデア、そういったものを注入して、より良いまちづくりに邁進していきたいというふうに考えてございますので、この点につきましてもご指導ご協力をお願いしたいというふうに思います。本日の常任委員会では、当部では2件、単行案1件と補正予算案1件のご審議をお願いするわけでありまして、この後担当課長からご説明申し上げますので、どうぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではありますが、冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願いたします。

○委員長（高橋幸晴） ありがとうございます。

○委員長（高橋幸晴） それでは、審査に入ります。

議案第165号「大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木男女共同参画・交流推進課長。

○男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） それでは、議案第165号「大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の75ページをご覧ください。

大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称及び所在地であります。名称は、大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」、所在地は大仙市大曲中通町10番6号であります。

指定管理者となる団体の名称及び所在地は、株式会社TMO大曲、大仙市若竹町33番7号であります。

指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

なお、別添でお配りしております「指定管理者候補団体の申請書類（写）の93頁から108頁には、TMO大曲からの指定申請書の抜粋が添付されております。

以上、「大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について」ご説明申し上げましたが、宜しくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） ペアーレの利用状況は、上がってるんだが下がってるんだが、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木課長。

○男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） 大仙市が取得した時から、前の社保庁に比べるとあがっておりますが、例を申し上げますと平成20年、大仙市が所得する前

ですけれども、延べ受講生が49,562人、取得時の平成21年ですけれども54,011人、平成25年は50,075人となっております。この減少につきましては、東日本大震災の影響があるものとみております。

また、受講生のみならずプール、トレーニングルームのフリー利用客は伸びております。以上です。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。武田委員。

○14番（武田 隆） 利用率低下してきてるんだけれども、ただ単に言えばいいというもんじゃねえども、三陸沖大地震の影響ということがなんでもかんでもそういう理由付けたってうまくねど思うんだけれども、確かにその影響はあると思うんだけれども、この利用率を向上させるための施策とかなにか、どういう施策を打ってるか、ちょっと教えてもらえる。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木課長。

○男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） 指定管理者が必ずやらなければならないアンケートを毎年実施しております。受講生延べ1,300人前後おりますけれども、その7割前後から回答を得ておりまして、そのアンケートによるニーズを把握しながら、講座の統廃合だったり、今人気のある講座というのを把握しながら、随時講座の入れ替えをしているということです。それから、取得時からこれまでの講座数を比較してみますと社保庁時代は66講座というものを、平成25年には102講座にしております。あと、あわせてペアール大仙内だけで行っている講座を、歴史や自然、美術館巡り等々で館を出て講座を開くというようなこともしております。また、助成金を活用しましてキッチンスタジオということで、利用者が多目的に生涯学習を体験できるという環境を整備しております。それから受講生が少しでも安くというか、値上げはしたところもありますけれども、何回か受講するとポイントが貯まって次の受講の時にはいくらか安く受講できるなどということも指定管理者と協議の中で進めております。受講生の確保に努めております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 要するに、内部的にそういうことはやっているんだけれども、市民の方々にペアールを利用して、こういう講座を利用すればこういうメリットがあるよということをやっているかどうかという、そういう質問だったんだけれども。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木課長。

- 男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） ペアール大仙の認知度ということを考えれば、当初本当に花火通り商店街のど真ん中でしたけれども、そこを地域のにぎわい創出ということも照らし合わせて、ペアールを運営しております、ペアール前で土屋館衆によります「わいわい広場」をやったり、ペアールまつりというので、受講者が受講の発表会を開いたりして、市民の方に興味を持っていただくような、そういう企画もしております。
- 委員長（高橋幸晴） 武田委員。
- 14番（武田 隆） んだから、あれだって。ペアールのこういう講座を利用すれば、こういうふうに、例えば体が丈夫になるとか、そういったアピールというか、ペアールの講座を利用してくださいというようなアピールをしてるかどうかということを知りたい。
- 委員長（高橋幸晴） 佐々木課長。
- 男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） 確かにトレーニングの方だとか、プールだとか、受講講座に関しましては四半期ごとにこういう講座がありますよと、新しい講座が入りましたよとかということと、あと広報の中でもこういう料理教室がありますよという宣伝しながらPRには努めているところであります。
- 委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。
- 14番（武田 隆） 利用率、利用者があがれば、当然この指定管理料も減らせることだと思うんだけど、そういう意味でTMOにも頑張ってもらいたいし、課長の方でも、市としても利用率向上のためにいろんな働きかけをしてペアールを利用すると、させるというような方向さ持っていがねば、いつまでたってもこの2千何百万というやつが減っていがねごどだっしべ。それを言ってるんで、なんとかそういうふうにして、利用率をあげて出来るだけ財政の厳しくなる折に指定管理料を圧縮するというような方向に持っていってもらいたいという意味でいってるんで、それから大曲でどごださ出来たっすな、スポーツなんか、そういうふうにライバル的な個人企業も参入してきてる中で、だまれば当然そっちさ、当然企業だものサービスも良くなるべし、そういうことも踏まえてやってもらわねばますます減っていくと思うんだよな。そっちにとられていくことだから。そういった意味でいろんな政策なりをしていただきたいと。あと返答いらないです。
- 委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。

それでは、お諮りします。本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

はじめに、企画部所管の審査を行います。当局の説明を求めます。相馬企画部次長兼総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） お早うございます。

それでは、議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、総合政策課所管にかかる歳入並びに歳出予算についてご説明申し上げます。

資料No. 4 補正予算書〔12月補正②〕の11ページをご覧ください。

併せて、「資料No. 4-1〔12月補正②〕主な事業の説明書」の2ページをご覧ください。

はじめに、歳出2款1項10目20事業「大仙市誕生10周年記念事業費」につきましては、560万8千円の補正であります。

本事業につきましては、10月30日の所管事務調査において、概要をご説明させていただいておりますが、あらためてご説明申し上げます。

はじめに、本事業の目的、目標であります。大仙市誕生から満10年を迎えるにあたり、大仙市の一体感をより高め、市民一人ひとりが大仙市に誇りと愛着を抱き、将来にわたって夢と希望に満ちた大仙市であり続けることを願い、誕生日となる平成27年3月22日に市民との協働による記念式典を開催するものであります。

次に、事業の概要についてであります。

はじめに、記念式典の開催については、「（仮称）ここをつなぎ、希望にみちた未来の創造へ」をテーマに、平成27年3月22日（日）午後1時30分から大曲市民会館大ホールを会場に開催するもので、式典の主な内容としましては、オープニングに始まり、市長式辞、議長あいさつ、功労者や功績者等の表彰などのあと、大仙市観光PR映像およびマスコットキャラクターの披露、大仙市のこれまでの10年を振りかえる映像上映と、これからの10年について、小中高校生や20代・30代の若者によるメッセージなどを計画しており、エンディングは大仙市民の歌「夢、この大地」、秋田県民歌の合唱を予定しております。

また、大仙市のこれまでの10年とこれからの10年を写真とインタビュー等を交えて綴った、保存版となる「誕生10周年記念特別号の広報だいせん日和」を全戸に配布するほか、式典終了後にはホームページやDVD等による映像公開なども計画しております。

なお、式典内容等の検討にあたっては、広く市民の意見・アイデアを反映させ、厳粛でありながらも市民目線による手作り感のある式典とすることを目的に、各地域協議会やPTA連合会などの民間代表14名の方と市職員で組織する「実行委員会」を立ち上げ、これまで3回にわたって協議を重ね、様々な意見の調整を進めてきたところであります。

また、式典終了後には、功労者や功績者等の受賞者を囲んだ祝賀会の開催も予定をしております。

次に、座間市との友好交流都市協定締結につきましては、旧中仙町時代から20年以上にわたって交流を続けてきた神奈川県座間市との交流を、大仙市誕生10周年を契機により強固なものとし、様々な分野に拡大してまいりたいとの考えから、座間市と友好交流都市となる協定を交わすこととし、記念式典前日の3月21日に締結式を行うこととしております。

締結式の主な内容につきましては、締結に至るまでの経緯の紹介や、協定書朗読・署名、座間市・大仙市両市長のあいさつ、記念品の交換などを予定しております。

補正予算の内容であります。10周年記念式典や受賞者を囲んだ祝賀会、友好交流都市協定締結式に要する経費として、受賞者等への記念品代や各種協力団体等への謝礼、式典プログラムや10周年記念広報紙発行にかかる印刷製本費、看板代をはじめとする各種消耗品費、郵便料、新聞広告料、会場借上料のほか、3月21日の新作花火コレク

ションの最後に打ち上げる、大仙市誕生10周年記念花火の負担金などとなっており、560万8千円の補正をお願いするものであります。

これまでの成果と今後の方向性であります。10年前の平成17年7月18日には誕生記念式典を、また、平成18年10月1日には1周年記念式典を、そして平成22年3月22日には5周年記念式典を開催し、シンボルとなる市の花、木、鳥や市民の歌、市民憲章の制定のほか、市町村合併また市の発展にご尽力いただいた方々の表彰等を行っており、今後も節目となる5年ごとの記念式典の開催を予定しております。

次に、事業説明書の4ページをご覧ください。

同じく70事業「地域総合整備資金貸付事業費」につきましては、1億4千万円の補正であります。

地域総合整備資金貸付（通称「ふるさと融資」と言われるもの）とは、市が地方債を原資として、一般財団法人地域総合整備財団（通称「ふるさと財団」）の協力を得て、地域振興に資する事業を実施する民間事業者に、当該事業に要する経費の一部を無利子で貸し付ける制度であります。

事業の概要であります。今般、社会福祉法人柏仁会が西仙北地域刈和野地区に障害者施設と介護保険施設の複合施設を整備する事業に対し、地域総合整備資金として1億4千万円の貸し付けを行うものであります。

同法人では、現在、刈和野地区でグループホーム「ありす刈和野」を運営しておりますが、同施設の老朽化に伴い建て替えの必要があったことから、隣接する敷地を買収し、同法人のサービスを集約した福祉の複合施設の建設を計画。新しい施設では、ありす刈和野の認知症対応型共同生活介護事業を強化し、新たに障害者共同生活援助事業所、就労継続支援A型事業所を設置。また、同法人が強首地区で運営する「柏の郷」と「ありすの街」にある生活介護事業所と相談支援事業所、介護保険居宅介護支援事業所を移転し、障害と介護保険の複合施設として整備するものであり、貸付対象事業費のうち補助金や民間金融機関等からの借入れを除く、1億4千万円の融資を希望しているものであります。

貸付予定時期は平成27年2月で、貸付期間は15年間となっており、半年の据え置き期間において、27年10月から償還が始まり、平成41年10月で償還が終了することとなっております。

当該事業は、高齢者及び障害者の介護・支援の充実を図るとともに、要介護者を支え

る、家族の身体的・精神的負担の軽減につながると期待されるほか、新規採用者を11人予定しており、雇用創出を望む地域経済に応え、地域活性化の面からも効果が期待できるものと考えております。

なお、財源であります、1億4千万円については全額起債（地域総合整備資金貸付事業債）でまかなわれ、起債の利息のうち、75パーセントに対して地方交付税が措置されるものであります。

併せて、歳入についても補正予算書10ページ、21款1項1目1節総務債、地域総合整備資金貸付事業債として1億4千万円の補正をお願いするものであります。

以上、総合政策課所管にかかる補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。武田委員。
- 14番（武田 隆） 10周年記念式典のことなんだけれども、この前も所管事務調査の時もしゃべったんだけれども、この功労者表彰なんて、どういう人を予定しているかわがるっしか。
- 委員長（高橋幸晴） 相馬課長。
- 次長兼総合政策課長（相馬幸則） 功労者、功績者等につきましては、大仙市の表彰規則に基づいて、こういった式典の際に表彰するということになっておりますけれども、詳細につきましてはちょっと、こういった方々というところまではまだうちの方では把握していません。今一生懸命秘書課の方で詰めていると思います。
- 委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。武田委員。
- 14番（武田 隆） この前も話したったども、要するに議長とか、そういう当局に係る議員の人方を表彰する、5周年の時はそうやってるんだけれども、それって当たり前なんで、できるだけ市民の人方を表彰するような方向で考えていった方が、せっかくこの10周年記念で議長とか議員どご表彰したったってなんも意味ねっしべ。当たり目の仕事してらんだもの。そういった人よりも市民の人方を中心としたような受賞者になるような策を打っていただいたほうが市民の方々も喜ぶべし、10周年になったなとかたちになると思うので、それをお願いしたいというふうに思います。返事いらねっし。それから、もう1つ、10周年というのは、一つの節目であって、式典やるのは大変結構なんだけれども、この10年間に大仙市が誕生して、大仙市がどうなったという

ことを反省も踏まえねばできねし、これからの10年はどうなっていくのよというような希望もねばできねというふうに思うので、ただ単に10周年の節目ながら式典やるじゃなくて、この10年間の反省、要するにこの10年間で良いこともあった、悪いこともあった、大仙市の人口1万人も減ってるし、農業もこういう状況になってきてると、その悪いところも、やっぱり市民の人方さ教えてやるっていうが、広報活動しねば、ただ単に一過性で終わる、これって必ず来ることだから、年いげばな。そういった意味でまた新しく出発点になるような反省があって、進歩があるというような式典にしてもらうように。今アンケートとっているはずだよな。そのアンケートの結果もきっちりこの表彰式の会場の前さ、バンと張るような、良いことだけ映像で流すとか、そんたごどでねくて、やっぱり悪いところも、こういったこともあったよ。こういったことになったよということも含めて市民の人方と協働の連携をとっていがねばできねごどだと思いうんで、そういうことも踏まえた式典にさせていただきたいなというふうに思います。

○委員長（高橋幸晴） 小松部長。

○企画部長（小松英昭） 今、武田委員の方からご要望というかご質問、前回もこういった類のお話があったと思います。それを受けまして、記念品の話もありましたけれども、当課で今、縷々検討中でございます。これは結局その中身のやり方の問題ということだと思いますし、これにつきましては今市民を巻き込んだかたちで、いわゆる実行委員会方式をとっておりますので、ここにまずお諮りをして、もちろん市長にも話しますけれども、どういったかたちがいいのかということを検討してもらいたいと思います。いずれ今アンケートを取ってるもので、10年間の反省、それから今後の10年というのをどう市民の方が描いていらっしゃるかということが、相反明らかになってくると思いますので、これについて結局式典はお祝いのお場ですので、その式典の場でどうのこうのということということよりも、例えば入口でそのアンケート結果を掲示するですとか、もしくは保存版となる特別号にそういったものをコーナーとして設けるですとか、いろいろやり方は考えられるのではないかなというふうに思いますので、武田委員がおっしゃった意図をよく参酌して検討してみたいなというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） この2つの事業をやることですがけれども、参加者はどれくらいの人を見込んでいるのか、ひとつと。もう1つ、560万8千円の予算の配分を、10周

年と座間市との予算の配分はどうなっているのか、2つについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 相馬課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 式典の方は、あそこの会場がマックス1,000人ということですので、目標は1,000人ですけれども、前回5周年の際は791人の方が出席されております。今回は10周年ということで目標は一般の方々も含めて目一杯になるようにこの後進めていきたいなと思ってます。

それと予算の関係ですけれども、締結式につきましては会場借り上げ料と記念品の部分と看板とかそういった類で、金額的にはそれほど多い額とはなってないです。それと花火の負担金が50万ですけれども、それは10周年記念も含めたかたちということになります。両方兼ねてますけれども。締結式そのものに係る経費としましては、ザッとですけれども50万くらいとなっております。

○委員長（高橋幸晴） 佐藤委員。

○20番（佐藤清吉） この10周年記念ということで、功労者、功績者等の表彰、今武田委員に言わせれば一般市民とかってあるんだけれども、あくまでも表彰規定に則った中で決めてもらわなければならないと、そう思ってます。特に合併当初の、いわゆる合併協に携わった各組長さん方、10年間というのは思い入れが結構思ってると思いますので、そういうことも踏まえた中で、表彰規定に則ったかたちで功労者、功績者を決めていただきたいと、そう思ってます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、相馬課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 今、佐藤委員からありました件につきましては、実は5周年で合併当時携わった旧8人の方々は表彰しております。その後、表彰規定に基づいて該当する方がおられれば、もちろん来年3月22日に表彰するということになりますけれども、それから先ほど武田委員の方からもありましたけれども、市民の方という部分で、大仙市市民賞とか、それから特別賞というものもありますので、さきほど言われた部分、それから佐藤委員から言われた部分含めて、この後もしそういった表彰するに値する方々がおられるとすれば、そういった方々も来年3月22日に表彰するというようにしていきたいと思ってます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 座間市との友好交流都市の協定の締結式がありますけれども、座

間市の方からは、どのくらいの案内を予定しておりますか。

○委員長（高橋幸晴） 相馬課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） まだ確定ではありませんけれども、今のところは約15名程度というふうに考えています。

○委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 15名程度っていえば、例えば市長、あるいは議会、あるいは民間どがつてあると思いますけれども、その内訳は大体どういうふうに考えていますか。

○委員長（高橋幸晴） 相馬課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 市長、それから副市長、教育長、それから議長、副議長、それから友好交流都市推進委員会の委員長、委員の方々、それからあとは市役所関係で議会の事務局長、それから議会事務局、それから所管課である市民部、市民協働課の職員等ということで15人程度というふうに聞いております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。富岡委員。

○1番（富岡喜芳） その案内をした場合、旅費についてはこっちの方で持つものですか。それともあっちの方で出すのですか。

○委員長（高橋幸晴） 相馬課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 全部、座間市の方でということになります。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。武田委員。

○14番（武田 隆） 柏仁会さ、1億4千万。これって、柏仁会からも利息もらうんだが。

○委員長（高橋幸晴） 相馬課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 柏仁会からはもらいません。あくまでも元金、無利子です。

○委員長（高橋幸晴） よろしいでしょうか。

つぎに、情報システム課所管の説明を求めます。加賀情報システム課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） それでは、議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、情報システム課所管にかかる補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

社会保障・税番号制度システム整備費についてであります。

説明につきましては、資料No. 4-1「主な事業の説明書」でご説明いたしますが、

関係資料としては、資料No. 4「12月補正②」の予算書9ページ中段の歳入14款2項1目1節 総務管理費補助金の内の「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」518万6千円、及び11ページ表の下段、歳出2款1項13目15事業「社会保障・税番号制度システム整備費」今回705万8千円を追加し、合計2,728万7千円とする内容であります。

それでは、詳細につきまして資料No. 4-1「主な事業の説明書」5ページ目をご覧ください。

2款1項13目15事業「社会保障・税番号制度システム整備費」につきましては、前回の9月補正で総務省分に係わる2,022万9千円の補正を承認していただきましたが、今回厚生労働省分等に係わる705万8千円を追加補正するものであります。

項番1の「事業の目的及び目標」につきましては、9月補正でも申し上げましたが再度ご説明いたしますと、国が進めている社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上、給付や負担の公平性確保を目指すものであり、平成28年1月からの利用開始を国が計画しております。

この国の利用開始にあわせ本市では、平成27年10月の個人番号の通知や、平成29年7月から国や他の地方公共団体等とのデータ連携が出来るよう、情報システム環境を整備するものであります。

項番2の「事業の概要」につきましては、利用開始に向けて、社会保障・税番号制度に対応するために本市の必要となるシステムの導入と、関係する既存システムの改修を数年かけて段階的に整備する内容であります。

今回の追加する内容につきましては、まず総務省分のシステムについて、中間サーバー整備に係る経費の追加補正を行うものであります。

この中間サーバーとは、表の下の米印の説明に有りますように、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存及び管理し、情報提供ネットワークシステム並びに住民基本台帳システム及び地方税務システム等との情報のやり取りを仲介するシステムのことであります。

本市の場合は、独自に整備するのではなく、国の進めるクラウドサービスを利用するものとし、具体的には地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用する全国2ヶ所の中間サーバーの拠点（中間サーバー・プラットフォーム）を利用するもので、そのための中間サーバー構築の負担分として本年度分98万1千円を追加補正するもので

あります。

次に、厚生労働省分のシステムについては、表に有りますように、生活保護システムや障害者福祉システム、児童福祉システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、健康管理システム、国民年金システムなど社会保障関係システムについて、本年度分として既存システム改修影響について検討しながら、平成27年度の詳細設計や開発に向けた基本設計などを行う経費として、607万7千円を追加補正するものであります。

なお、これらの経費に対する国からの補助は、対象システムにより10分の10補助や、3分の2補助と分かれており、端数処理の結果、518万6千円の歳入を見込んでおります。

また、3分の2補助の場合は、残りの3分の1を普通交付税及び特別交付税で措置されることになっております。

項番3の「これまでの成果と今後の方向性」につきましては、9月補正でも申し上げましたが、平成26年4月の市長スプリング・レビューにおいてマイナンバー制度開始に係るシステム改修などについて説明を行い、6月17日には社会保障・税番号制度プロジェクト推進会議を開催し、全庁的な推進体制の整備を行っております。

平成26年10月からは、住民基本台帳システムや税務システムなどの改修準備の契約が済み、特定個人情報保護評価等の作業を進めております。

今回の補正が承認されますと、平成27年1月からは生活保護システムや障害者福祉システムなどの社会保障関係システムの改修準備に着手し、以後年次計画でシステム改修等を実施する予定であります。

計画では、平成27年度においては個人番号（マイナンバー）利用に関するシステム改修を行うとともに、平成28年度からは国や他自治体とのデータ連携に関する改修を行う予定であります。

項番4の「補正額の財源内訳」につきましては、先ほどご説明した内容と重複しますが、補正額705万8千円の財源内訳として、総務省分と厚生労働省分あわせて518万6千円の国県支出金と残りの187万2千円が一般財源となります。

以上で、情報システム課所管にかかる説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） つぎに、男女共同参画・交流推進課所管の説明を求めます。

佐々木男女共同参画・交流推進課長。

○男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） 議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、男女共同参画・交流推進課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

はじめに、資料No.4の大仙市補正予算12月補正②の4頁をご覧ください。

先ほどご承認いただきました大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

ペアーレ大仙の指定管理料については、平成27年度769万1千円、28年度、29年度が消費税の増額を見越しそれぞれ835万8千円としており、限度額を2,440万7千円とするものであります。また、16頁の当該年度以降の支出予定額等に関する調書にありますように財源は一般財源となります。なお、昨日の本間議員の一般質問で提出書類が分かりづらいとして、A3版の指定管理者の指定管理料一覧が提出されておりますので、そちらも参照願います。

続いて、同じく資料No.4大仙市補正予算12月補正②の11頁をご覧ください。2款1項10目44事業です。韓国唐津市交流事業費についてであります。説明は、資料No.4-1平成26年度補正予算12月補正②（一般会計第9号）ほか主な事業説明書の3頁にてご説明申し上げます。

補正前の額103万円、補正額33万8千円、補正後の額は136万8千円であります。

事業の目的及び目標につきましては、12月定例会初日の市長の市政報告でもありましたように、韓国唐津市からの招へいを受けまして、市長等が唐津市を訪問し、今後の交流に関する協議を行うこととし、今後の様々な分野における相互交流の発展と拡大に繋げることであります。

事業の概要につきましては、現在の案といたしまして平成27年3月23日から26日までの3泊4日の日程で唐津市庁舎他を訪問しながら本年7月に就任されました唐津市長と協議を行う計画であります。

補正予算の内訳は、記念品代としての報償費7万円と旅費3名分26万8千円を補正

するものでありますが、訪韓は5名を予定しており、2名分は当初予算の旅費にて執行するものであります。今後ますますの交流拡大につなげるということを前提としております。

以上、大仙市一般会計補正予算（第9号）のうち、男女共同参画・交流推進課所管の補正予算の概要についてご説明申し上げましたが、宜しくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） ペアールレの債務負担行為補正と書いてますけれども、こっちを見るとみんな消費税、28年から組み込まれてますけれども、これはどうなってるんでしょう。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木課長。

○男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） A3版の資料をご覧くださいますと、上段に書かれているものが今回提案された指定管理料の限度額を示すものであります。今般消費税が伸びるということになれば、案としまして下の方のカッコ書きに書かれておりますように、本来来年10月から10%になるという計算であれば769万1千円ですが、そのまま据え置きになりますと757万8千円となるということで、下段が改正が行われない、また16カ月後であれば、29年度はまずそのままというふうになりまして、あくまでも限度額の補正をお願いするものでありまして、消費税のアップが執行されなければ、下段の方で年度協定がなされるものであります。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、質疑を終結いたします。これで、企画部所管に関する審査は終了いたしました。なお、討論・表決につきましては、最後に一括で行います。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。11時再開いたします。

午前10時49分 休 憩

.....
午前10時56分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

あらためまして、おはようございます。

大分冬雪も心配されるような状況となってきました。寒波がこの後次々と入ってくるような予報でして、すでに雪下ろし、雪作業によるケガ人、死亡などの情報が入ってきておりまして、なんとかそのケガ人などもないように、死亡者もでないように祈りたいと思います。

また、国も地方も大きな転換期にあるような感じがいたします。これは私一人ではないかと思いますが、そういった意味で大仙市のこれからのことについて、どうか幹部職員の皆様方には英知を集結していただいて、なんとか良い知恵をみんなで出し合って、市民が安心できるような対策を考えていただきたいというふうに思います。

それでは、日程表に従って順次審査をしてまいります。

はじめに、佐々木農林商工部長からごあいさつがあります。佐々木農林部長。

○農林商工部長（佐々木誠治）　ご審査をお願いする前に一言、ごあいさつ申し上げます。

まずは、11月18日の首都圏企業懇話会では、ご足労いただきまして誠にありがとうございました。あらためまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年度の各事業も終盤を迎えております。その事業効果等を踏まえまして、いよいよ合併11年目の当初予算編成作業に入るわけではありますが、ご覧のとおり特例期間が終了しまして、また段階的に地方交付税の減額がされますけれども、それに伴いまして、各事業におきましても今まで以上にスクラップアンドビルドで臨む必要があるかと認識しております。しかし、市の基幹産業は農業であります。また、商工業や観光におきましても各地域の一体感の基に、さらなる振興する必要がありますことから、創意工夫はもとより国、県の制度等の情報を収集しながら編成作業にあたりたいと考えておりますので、引き続いて皆様からはご指導、ご教示方をよろしくお願い申し上げます。

今次定例会におきまして、ご審査をお願いしている案件につきましては、条例関係が1件、指定管理の関係が12件、そして補正予算が1件でございますけれども、よろしくご審査の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます、簡単でございますが、挨拶といたします。

本日もよろしくお願いたします。

○委員長（高橋幸晴）　ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。議案第161号「大仙市太田高齢者等活動・生活支援促

進機械施設条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。今野農林振興課長。

- 農林振興課長（今野功成） 議案第161号「大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設条例の制定について」御説明申し上げます。議案書の56ページをお願いします。

説明に入ります前に、提案理由でございますが、太田地域の太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設、通称敬愛館の管理につきましては、現在指定管理者が行うものとして条例で規定しておりますが、現在の利用状況は、地域の集会所、学校PTAのレクリエーションなどの利用がほとんどでありまして、料金収入も少ないことから、指定管理にはなじまない施設と判断いたしまして、平成27年度からは、直営で管理する方向で検討しております。このため、指定管理者又は市長のいずれにおいても管理することができるように条例を改正させていただきたく、提案させていただいたものであります。また、合わせて所要の規定の整備も行うため、改正箇所が広範囲で大幅なものとなることから、全部改正の方式とさせていただきます。

それでは第1条から説明させていただきます。第1条は設置に係わる規定であります。

第1条、高齢者、女性等の社会活動等への参加及び自立生活を助長することによる地域の活性化を図るため、大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設（以下「高齢者等活動施設」という。）を大仙市太田町東今泉字大信田472番地10に設置する。

利用の許可、第2条、高齢者等活動施設を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、高齢者等活動施設の管理上必要な条件を付することが出来る。

利用の制限、第3条、市長は、高齢者等活動施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、高齢者等活動施設の利用を許可しない。

第1号、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

第2号、施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

第3号、施設の管理上支障があると認められるとき。

第4号、その他利用させることが適当でないとき。

利用の許可の取消し等、第4条、市長は、第2条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

第1号、この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

第2号、利用の許可の条件に違反したとき。

第3号、災害その他の理由により高齢者等活動施設を利用させることが出来なくなったとき。

利用権の譲渡等の禁止、第5条、利用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。

使用料、第6条、利用者は、別表に定める使用料を当該許可を受けたときに納入しなければならない。

使用料の減免、第7条、市長は、規則の定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

使用料の不還付等、第8条、既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

指定管理者による管理、第9条、高齢者等活動施設の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

指定管理者の業務等、第10条第1項、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

第1号、利用の許可に関する業務

第2号、施設及び設備の維持管理に関する業務

第3号、利用料金に関する業務

第4号、前3号に掲げるもののほか、高齢者等活動施設の管理に関し市長が必要と認める業務

第2項、前条の規定により高齢者等活動施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第3項、前条の規定により高齢者等活動施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定は適用しない。

管理の基準、第11条、指定管理者は、高齢者等活動施設の管理に当たっては、この条例に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従ってこれを行わなければならない。

利用料金、第12条第1項、第9条の規定により高齢者等活動施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

第2項、指定管理者は、高齢者等活動施設を利用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。

利用料金の承認、第13条第1項、利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

第2項、市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

第1号、別表に定める使用料の範囲内であること。

第2号、特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第3項、市長は、第1項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公告するものとする。

第4項、指定管理者は、第1項の承認を受けた利用料金を高齢者等活動施設において公衆の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

利用料金の減免、第14条、指定管理者は、第7条の規定の例により利用料金を減額し、又は免除することができる。

利用料金の不還付等、第15条、指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、第8条ただし書の規定の例によりその全部又は一部を還付することができる。

原状回復義務、第16条、利用者は、施設、設備等の利用を終了したとき、又は第4条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに高齢者等活動施設の施設、設備等を原状に回復しなければならない。

損害賠償義務、第17条、利用者は、高齢者等活動施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

委任、第18条、この条例に定めるもののほか、高齢者等活動施設の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

処分、手続その他の行為に関する経過措置、第2項、この条例の施行前にこの条例による改正前の大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の大仙市太田高齢者等活動・生活

支援促進機械施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

使用料又は利用料金に関する経過措置、第3項、この条例による改正後の大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設条例の規定に基づく使用料又は利用料金については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金から適用し、施行日前の利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表の1、宿泊者の使用料、子ども、1人1泊につき、1,020円、大人、1人1泊につき、1,540円。

備考、この表において「子ども」とは、小学校児童をいい、小学校に入学する前の者は、無料とする。

2、宿泊者以外の使用料、ふれあい活動室、1室につき、9時から17時、4,110円、17時から22時、4,110円。

研修室、1室につき、9時から17時、1,020円、17時から22時、1,020円。

調理室、1室につき、9時から17時、1,020円、17時から22時、1,020円。

備考、営利を目的として利用する場合の各室の使用料の額は、この表に定める各室の使用料の額に5を乗じて得た額とする。

以上でございます。どうか、よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方お願いいたします。武田委員。

○14番（武田 隆） この場所とか、建物分からないので、ちょっと聞きたいんですけども、この建物って、例えば集落さ無償譲渡するとか、そういうこと考えられない建物なのか。もし無償譲渡できるような建物だとすれば、早目にその地域さやってやるような方向も考えてみたらいかかかなと思います。

○委員長（高橋幸晴） 今野課長。

○農林振興課長（今野功成） お答え申し上げます。この敬愛館につきましては、太田地域の東部地域の基幹的な施設として利用されておりました、これまで1集落、また2集落、自治会等で利用するものについては、積極的に地元へ譲渡しておりますが、基幹的

な集会施設ということで今後も市における直営管理という考え方で今回の条例を提案させていただきます。

○委員長（高橋幸晴） 武田委員。

○14番（武田 隆） 要するに広域対象なんだ。分かりました。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第166号「大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について」及び議案第167号「大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設及び太田新興緑地広場の指定管理者の指定について」の2件を一括して議題といたします。当局の説明を求めます。今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） それでは、議案第166号について御説明申し上げます。議案書の76ページをお願いいたします。

議案第166号「大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

始めに、公の施設の名称及び所在地でございますが、大仙市協和内水面漁業近代化施設は、大仙市協和船岡字東兵衛屋敷63番地に位置しております。また、大仙市協和広場等利用施設は、同じく船岡字東兵衛屋敷地内でございます。

指定管理者となる団体の名称及び所在地でございますが、名称は、庄内養殖管理組合でございます。組合員は協和船岡地区の5名であります。所在地は、大仙市協和船岡字

上庄内 87 番地であります。

指定の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から、平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

当該団体につきましては、平成 24 年度から本年度までの 3 年間指定管理者として、施設の管理を行っております。また当該施設では、主にイワナの養殖に取り組んでおり、道の駅協和での販売、大曲の花火での秋田県南まるごと物産展や、地元の協和祭等において、地域の特産品として販売しております。また、釣り堀としても活用されており、平成 25 年度は約 600 名の利用者がおりますので、今後もこれらの収入を伸ばしながら、施設の運営に当たることにしております。

次に、議案書の 77 ページをお願いします。

議案第 167 号「大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設及び太田新興緑地広場の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

始めに、公の施設の名称及び所在地ですが、大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設は、大仙市太田町横沢字堤田 487 番地に位置しております。また、太田新興緑地広場は、太田町太田字新田下野 124 番地 1 にございます。

指定管理者となる団体の名称及び所在地ですが、団体の名称は、太田町生活リゾート株式会社、所在地は、大仙市太田町中里字新屋敷 114 番地でございます。

指定の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から、平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設は、通称「太田交流プラザ」と呼んでおり、年 7 回の地元野菜の直売所開設や、屋内練習場として主に野球の練習に活用されております。また、新興緑地広場は、太田公民館に隣接しており、通称少年広場と呼んでおり、主に青少年のサッカー場として利用されております。

指定管理者の「太田町生活リゾート株式会社」は、当該 2 施設の他に、太田地域の温泉施設、大台スキー場や太田球場などのスポーツ施設の指定管理者にも指定されていることから、これまでに積み重ねた維持管理に係わるノウハウも有しておりますので、平成 22 年度から今年度までの 5 年間の契約期間を更改して、今後 5 年間、指定管理者として当該 2 施設の維持管理をお願いしようとするものであります。

以上でございます。どうか、よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本2件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第168号「大仙市神岡生産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について」から議案第176号「太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について」までの9件を一括して議題といたします。当局の説明を求めます。五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 議案第168号から176号までの9件、商工観光課所管の指定管理者の指定につきまして、一括でご説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

同じく、議案書の資料78ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第168号「大仙市神岡生産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

公の施設の名称及び所在地でございますが、大仙市神岡生産物直売・食材供給施設、いわゆる神岡道の駅でございます。所在地につきましては、大仙市北檜岡字船戸187番地でございます。

指定管理者となる団体の名称及び所在地でございますが、株式会社神岡ふるさと振興公社、大仙市神宮寺字蓮沼16番地3であります。

指定の期間ですが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

指定管理については、平成18年から行っております。

次に、79ページをお願いします。議案第169号「大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

公の施設の名称及び所在地でございますが、大仙市神岡交流促進センター、こちらは嶽の湯の方でございます。所在地につきましては、大仙市神宮寺字下川原前開86番地1でございます。

指定管理者となる団体の名称及び所在地でございますが、おなじく株式会社神岡ふるさと振興公社、大仙市神宮寺字蓮沼16番地3であります。

指定の期間ですが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

指定管理については、おなじく平成18年から行っております。

次に、80ページをお願いします。議案第170号「西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

公の施設の名称及び所在地でございますが、西仙北ぬく森温泉ユメリア、所在地につきましては、大仙市刈和野字山北ノ沢5番4でございます。

指定管理者となる団体の名称及び所在地でございますが、新生ビルテクノ株式会社、東京都台東区台東一丁目27番1号であります。

指定の期間ですが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

指定管理の指定なんです、平成18年度から指定管理を行っておりますが、平成18年度は西仙北温泉インター株式会社、平成21年からは新潟振興電気と共同で新生ビルテクノ株式会社となっております。平成27年度からは新生ビルテクノ株式会社1社となっております。

次に、81ページをお願いします。議案第171号「大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

公の施設の名称及び所在地でございますが、大仙市中仙地域農業総合管理施設でございます。所在地は、大仙市長野字高畑95番地1でございます。いわゆる道の駅中仙の工場を抜かした道の駅部分でございます。

指定管理者となる団体の名称及び所在地でございますが、物産中仙株式会社、大仙市北長野字茶畑98番地でございます。

指定の期間ですが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

指定管理は、平成18年度から行っております。

次に、82ページをお願いします。議案第172号「協和温泉（四季の湯）の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

公の施設の名称及び所在地でございますが、協和温泉（四季の湯）、所在地は、大仙市協和船岡字庄内214番地。

指定管理者となる団体の名称及び所在地でございますが、株式会社協和振興開発公社、大仙市協和船岡字庄内214番地であります。

指定の期間でございますが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

指定管理については、おなじく平成18年から行っておりますが、平成18年から平成22年までは協和リゾート管理公社が指定管理を受けております。四季の湯と道の駅が別れておりましたので、四季の湯側の方の会社がやって、平成22年からは現在の協和振興開発公社が指定管理となっております。

次に、83ページをお願いします。議案第173号「大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

公の施設の名称及び所在地でございますが、大仙市南外ふるさと館、所在地につきましては、大仙市南外字松木田44番地2でございます。

指定管理者となる団体の名称及び所在地でございますが、厚生ビル管理株式会社、秋田市保戸野すわ町6番16号であります。

指定の期間ですが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

ここの施設につきましては、平成20年度から指定管理を行っております。

次に、84ページをお願いします。議案第174号「史跡の里交流プラザ「柵の湯」等の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

公の施設の名称及び所在地でございますが、史跡の里交流プラザ「柵の湯」、大仙市板見内字一ツ森149番地となっております。つぎに、大仙市仙北まがり家、大仙市板見内字一ツ森96番地となっております。つぎに、大仙市仙北歴史民俗資料館、大仙市板見内字一ツ森96番地1となっております。つぎに、大仙市仙北民具資料館、

大仙市板見内字一ツ森418番地となっております。

指定管理者となる団体の名称及び所在地でございますが、株式会社東北ダイケン秋田支店、秋田市中通二丁目2番32号であります。

指定の期間ですが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

ここの施設は、平成20年度から指定管理を行っております。

次に、85ページをお願いします。議案第175号「大仙市立太田就業改善センター等の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

公の施設の名称及び所在地でございますが、大仙市立太田就業改善センター、大仙市太田町中里字新屋敷114番地。つぎに、大仙市太田ふるさと館、大仙市太田町中里字新屋敷114番地。つぎに、大仙市立太田南部コミュニティ・センター、大仙市太田町中里字新屋敷114番地でございます。3つの施設ございますが、通称中里温泉の部分でございます。

指定管理者となる団体の名称及び所在地でございますが、太田町生活リゾート株式会社、大仙市太田町中里字新屋敷114番地であります。

指定の期間ですが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

ここの施設は、平成18年度から指定管理を行っております。

次に、86ページをお願いします。議案第176号「太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

公の施設の名称及び所在地でございますが、太田交流の森、大仙市太田町川口字内ノ沢他となっております。つぎに、太田レクリエーションの森、大仙市太田町川口大台国有林他となっております。施設なんです、交流の森の方は、夏場のスキー場の管理となっております。太田レクリエーションの森の方は、主にキャンプ施設となっております。

指定管理者となる団体の名称及び所在地でございますが、太田町生活リゾート株式会社、大仙市太田町中里字新屋敷114番地であります。

指定の期間ですが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

指定管理については、平成18年度から行っております。

以上ご説明申し上げましたが、指定管理に伴う指定管理料がある施設については、議案第183号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）の債務負担行為補正にてご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。武田委員。
- 14番（武田 隆） 公募と非公募という、指定管理者の、あるんだけども、これってどういうことで公募、非公募というかたちに分けてるか。
- 委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。
- 商工観光課長（五十嵐秀美） いわゆる第3セクターは、非公募にしてございます。それと民間の活力を活用したいというところで、他の施設については第3セクター以外は、公募となっております。
- 委員長（高橋幸晴） 武田委員。
- 14番（武田 隆） なんだとすれば、ちょっとおがしぐね今の説明。西仙北のぬく森温泉ユメリアって公募なってるね。あれも第3セクターだったんでね。
- 委員長（高橋幸晴） 五十嵐課長。
- 商工観光課長（五十嵐秀美） 第3セクターというのは、中里温泉、協和温泉、神岡の道の駅、嶽の湯関係が第3セクターとして、私たちは位置付けております。
- 委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。
- 14番（武田 隆） 今の公募、非公募に関連して、非公募の場合は当然引き続きというか更新というかたちになると思う。公募された施設について、申請団体数が1社しかないところが全部なんだけども、これって公募の仕方が悪いんでねがというふうに勘ぐるんだけども、そこらへんはなんとだけ。
- 委員長（高橋幸晴） 五十嵐課長。
- 商工観光課長（五十嵐秀美） 我々は公募している以上1社しか来ないとか、2社来なかったというのは、公募で今までのノウハウが生きてきているので継続してやりたいというところで指定管理料なりに反映されてくるのかな、新しくやる場合は設備投資とかそういったものもあるので、他の業者が入って来れない可能性もあるのかなというところで、我々はそこまで審議したところはないです。
- 委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 例え、公募した場合、要するに2社とか3社とかって入札できるわな。これって従来から継続でやられているところがほとんど公募で、申請団体ということで1社というかたちになってると思うんだけど、公募の仕方をもうちょっと変えるというか、これから出来るだけ安いところに指定管理してもらおうということが、当然費用対効果の財源不足になるということ分かってる中で必要だと思うんで、そこら辺はもうちょっと公募のやり方というか、そこら辺も考えて、1社だけというのは非常に人が見れば不正というか、なんもやってねんでねがという感じに取られる場合もあるんで、そこらへん公募の仕方をもうちょっと、例えば2社とか3社とかって来るような公募のあれに変えていくべきでねがなというふうに思うんだけど。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 公募をやる説明会をやる段階では、4社、5社が来ているのが現状であります。それで実際の内容説明を受けた段階で、やっぱり自分らがさきほど申し上げたとおりに、設備投資、そういったところでおちてきているのかなと、説明会では何社も来ているのが現状であります。それと先ほど言われました公募なった時に1社しか来ないという状況なんです、老朽化してる施設というのは大変やっぱり苦しい点もあるので、そういったところでやっぱり1社が継続してやった方がノウハウも持っているし、それしか手を挙げていないのが現状かなという。それと先ほど武田議員の方から提案あった、例えばもっと説明会なり公募する場合の考え方を考えるべきかなという話は今後このあと、みなさんが手を上げれるような方法があれば模索しながら検討してまいりたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 協和温泉の四季の湯、27年度の指定管理料が232万の予定で、28年度から745万というふうにボーンと上がるんだけど、これってなにが意味あるんだが。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 債務負担の方で説明申し上げる話なんです、最初に述べさせていただきたいと思います。消費税と入湯税という問題がありまして、追加資料で出させていただきましたカッコ書きの部分かと思ひます。この協和温泉には、平成27年度までは水道は自家水道でありました。それを28年度から簡易水道に切り替えた分の水道料金も上乗せされている部分もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひま

す。全体的にはこの指定管理について、あとで入湯税と消費税の関係、あらためて説明申し上げたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本9件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本9件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第177号「大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地農林商工部次長兼企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） 議案書の87ページをお願いいたします。

議案第177号、大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

はじめに、公の施設の名称及び所在地であります。大曲地域職業訓練センターは、大仙市大曲田町3番1号に位置しております。

指定管理者となる団体の名称及び所在地であります。名称は職業訓練法人大曲仙北職業訓練協会、所在地は大仙市大曲田町3番1号であります。

指定期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

当該施設は、平成4年に職業訓練施設として独立行政法人 雇用能力開発機構により設置されました。平成23年4月に市が譲渡を受けまして、その後も引き続き職業訓練施設として運営しております。

管理運営につきましては、平成4年の開館以来、認定職業訓練実施団体であります職業訓練法人大曲仙北職業訓練協会に委託をしまして、平成24年4月からは、指定管理

者として管理運営を行っております。

同協会は、国の認定職業訓練実施団体でありまして、20年以上にわたり、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練校を開いております。現在、建築大工、建築板金、塗装の3分野で1,500名を超える技能士補を養成してまいりました。

また、労働安全衛生法に基づいた特別教育や、市の委託を受けた講座等（求職者・在職者スキルアップ講座、若者就職応援講座）を行っており、当地域の有能な技能者の養成が図られております。

以上、議案第177号大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定につきまして、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。武田委員。

○14番（武田 隆） 平成26年の指定管理料が820万で、27年で760万まで下がる。この下がったやづは企業努力なんだが。

○委員長（高橋幸晴） 小野地課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） 武田委員のご質問にお答えいたします。

ただいまご説明申し上げましたとおり、平成24年度から指定管理に切り替えて管理運営を行っていただいております。現在、26年度までの当初の3年間指定管理料の積算にあたりましては、リーマンショックあるいは、震災の影響などもありまして、平成23年の積算当時、大変利用率が落ちまして収入の見込みを低く見たところでありまして、従いまして、現実にその後順調に利用が回復いたしました関係で利用料が一定の収入のラインまで上がった関係で今回の更新、平成27年度から5年間の積算にあたりましては現在の収入ベースを基に積算した関係で指定管理料が現在よりも落としたといえますか、効率が上がっているというところがございます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。はじめに、農林振興課所管の審査を行います。当局の説明を求めます。今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、農林振興課所管分について、御説明申し上げます。

資料No.4の補正予算書（12月補正②）と、資料No.4-1、主な事業の説明書にて説明させていただきます。

資料No.4、補正予算書の4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正ですが、債務負担行為の追加として、表の2行目でございますが、先ほど議案第166号で御承認賜りました「大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設指定管理料」として、平成27年度から平成31年度までの5年間の限度額として、811万4千円の債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に3行目でございますが、同じく先ほど議案第167号で御承認賜りました「大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設及び太田新興緑地広場指定管理料」として、平成27年度から平成31年度までの5年間の限度額として、379万2千円の債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、9ページをお願いいたします。

歳入補正として、9ページの下段になりますが、15款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、10ページをお願いいたします。2節土地改良費補助金は、元気な中山間農業応援事業費補助金として15万円の補正をお願いするものであります。

なお、補正内容につきましては、歳出予算の中で説明させていただきます。

次に、14ページをお願いいたします。

歳出の補正として、6款農林水産業費、1項農業費、6目土地改良事業費、19事業、元気な中山間地域農業応援事業費は、30万円の補正をお願いするものであります。補

正の内容につきましては、主な事業の説明書で説明させていただきます。

それでは、資料№.4－1、主な事業の説明書、9ページをお願いします。

事業の目的及び目標ですが、中山間地域は、狭隘な立地条件であることや、担い手の高齢化の進展により、土地利用型作物による規模拡大には限界感があり、今般の農政改革における「米の直接支払い交付金」の半減と相まって、農業所得の減少、さらには生産意欲の減退に伴う耕作放棄地の拡大が懸念されております。

このため、地域が主体となり、中山間地域の資源を活かした創意あふれる「地域資源活用プラン」を策定するとともに、このプランに基づき、水田の畑地化整備や地域特産物の導入、6次産業化の実践に必要な機械・施設等の導入を支援し、特色ある中山間地域農業の展開を図ることを目的としております。

今後事業を実施するための「中山間地域資源活用プラン」は、5プランを予定しており、平成26年度には、西仙北の土川地域、南外の外小友地域、平成27年度は、協和の峰吉川地域、平成28年度は、協和の船岡地域・荒川地域でプランを作成することを目標としております。

事業の概要ですが、(1)の中山間地域資源活用プラン策定事業は、平成27年度以降に(2)に掲げる事業の採択を受けるためには、中山間地域資源活用プランを作成した上で地域協議会の承認を得る必要があることからお願いするものでございます。平成26年度は、西仙北の土川地域と南外地域の外小友地域のプランを策定するため、同プランの策定に係わる経費の補正をお願いするものであります。

補正内容ですが、協議会委員報償費、需用費、借上料として、30万円の補正をお願いするものです。

(2)の中山間地域資源活用プランの実践に対する各種支援ですが、これは、策定されたプランに基づき、平成27年度以降に実施可能な主な事業について、県から示された事業内容であります。

①の中山間水田畑地化整備事業は、県営事業として工事費200万円以上で、対象は農業者で、工種は畑地化に必要な基盤整備として、客土・暗渠・用排水施設等が対象であります。補助率は、国55パーセント、県35パーセント、市10パーセントで、合計100パーセントとなりますので、受益者負担の伴わない基盤整備事業が可能となっております。

②の中山間資源を活かす生産体制整備事業は、補助率は県が2分の1で、対象者は、

農業者・農業法人で、地域特産物等に係わる機械等の導入に対する支援を行う事業であります。

③の中山間6次産業化モデル事業は、補助率は県が2分の1で、対象者は、農業者及び団体で、6次産業化に必要な機械等の導入に対する支援を行う事業であります。

④の売れる地域特産物づくり推進事業は、補助率は県が2分の1で、対象者は、農業者及び団体で、販売促進活動や加工品の試作品等に対する支援を行う事業であります。

これまでの成果と今後の方向性ですが、平成26年度から平成29年度までの4カ年事業で、立地的に営農に不利な中山間地域について、本事業を活用して基盤づくりと農業者の経営基盤づくりを行うこととしております。

補正額の財源内訳ですが、補正額の2分の1に当たる15万円を元気な中山間農業応援事業費補助金として歳入予算の補正を合わせてお願いするものであります。

以上、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）のうち、農林振興課所管分について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 5地区ですけれども、西部ばかりですけれども、地区の選定については、どういうものを参考にして決めたのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、対象地区は旧町村単位の5地区のみでございます。これにつきましては、県の方から事前に指定された地域でございまして、ひとつには農林統計上の山間地域というのが最初に該当いたします。この山間地域につきましては、協和地域の船岡地区と南外地域の外小友地区の2地区が山間地域という指定でありますので、まずこの2地域でございまして、これに加えまして、振興山村法に定める地区とそれから特定農山村地域という2つの地域を満足する地区を追加で対象とするということで、この2つを満足しているのが、西仙北地域の土川地区と協和地域の荒川地区、峰吉川地区となっております。あわせて5地区を事業の対象とするということになっております。

○委員長（高橋幸晴） 富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 東部には、それに該当するところってないんですか。

○委員長（高橋幸晴） 今野課長。

○農林振興課長（今野功成） お答え申し上げます。

東部地域には、この要件に該当するところは残念ながらございません。今申し上げました3つの要件について、中仙地域では旧4地区ともにひとつも該当する場所がございませんし、太田地域にあっては、長信田地区が振興山村という指定を受けてますが、特定農山村というもう一つの要件をクリアしていないので該当しておらないものであります。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） これはまずプラン作成にかかわる30万円の補正でありますけれども、このプランを作成する協議会の委員とかというのは、どのように選定するのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 今野課長。

○農林振興課長（今野功成） お答え申し上げます。

協議会の構成者ということで、委員の方々になりますが、大きく3地域、西仙北の土川、それから協和地域、南外地域と3地区に分かれておりますが、全体を1つとして考えまして、全地域に共通するの方々として、県の振興局の農林部の農業振興普及課長さんと土地改良を担当する農村整備第1課長さん、それから大仙市からは、農林商工部長、全体のトップとして農林商工部長を会長として、それから、それぞれ3地域の支所長さん、西仙北、協和、南外、それから本庁の担当課長として農林振興課長、それから農業委員会の事務局長、これが全地区共通の委員と考えております。それからそれぞれの地域にあっては、各支所の農林建設課長さんと、それから農家を代表してそれぞれの認定農業者連絡協議会の役員の方1名ずつ、それから農協の営農センター長さんと、土地改良区の事務局長さん、南外地域はございませんので水利組合の代表者の方、それからプランナーとして市の法人化支援センターの専門指導員を加えて、協議会とさせていただきたいと考えております。

○委員長（高橋幸晴） 茂木委員。

○11番（茂木 隆） そうすればこれは、あくまでも行政主導というか、行政側の方でこういうのが必要だとかということで地域に働きかけるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 今野課長。

○農林振興課長（今野功成） 行政が主導的になるとは思いますが、いずれその地域の農家を良く知る農協、それから認定農家の代表者の方々を加えておりますので、そういう面では意欲ある方については取りこぼしの無いようにさせていただきたいと思ひますし、それから先月でございますが、その地域の方々を対象にパンフレットをお届け、全農家に、5地区の対象の方にお届けしてございまして、問い合わせも何件かいただいておりますので、そういう面については、希望のある方については、ひとつ取りこぼしの無いように働きかけてまいりたいと考えております。

○委員長（高橋幸晴） 茂木委員。

○11番（茂木 隆） 畑地化整備事業に関してはまず受益者負担がゼロということですが、これに対して、例えば予算の枠はありますか。全体の事業費の額は、このぐらいしかないとかということは当然あるんだっしべな。

○委員長（高橋幸晴） 今野課長。

○農林振興課長（今野功成） お答え申し上げます。

我々も希望する予算がつかないとかになれば、これは困りますが、今のところは県の方では、そういう予算の上限等のお話はいただいておりますので、このプランを策定して、一旦県の方で集計はすると思ひますが、そのプランは当初分については実現できるように働きかけてまいりたいとは考えております。今のところは上限という話、例えば毎年1地区何百万というような上限の設定については来ておりません。

○委員長（高橋幸晴） 茂木委員。

○11番（茂木 隆） そうすれば非常に良い事業だなというふうに思ひますし、やはりこれからの中山間地対策が非常にやっぱり農家にとっては農業をやる上では、この地域は特に厳しいものが今の現状ではありますから、こういう事業は大いに地域にも働きかけながらやってもらいたいというふうに思ひます。それから、中山間資源を活かす生産体制整備事業とか、あるいは6次化産業モデル事業、それから売れる地域特産物づくり推進事業、これについては補助率が2分の1というふうになっておりますけれども、これに対して大仙市では、その補助をする考えがあるのかどうか。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） お答え申し上げます。

具体的なプランにつきましては、27年度分についてはこれから、それから28年度実施については来年度において具体化させていただきますが、県からハード面は市の補

助を含めて100%でやるよと、ただ今委員ご指摘のソフト面については、県は5割を出すということでお話を頂いております。市の方では、26年度のプランに応じて27年度予算に反映させてまいります。基本的には今後ご審議いただくこととなりますが、今のところの考えとしては農業夢プラン事業等で市が県の方に協調助成、嵩上げさせていただいております。12分の1から、若手に対しては12分の2、元気賞12分の3というような制度ありますので、それを準用して同じ率を嵩上げしてなるべく負担を少なくしてまいりたいというような方向を考えております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 審議の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

つぎに、商工観光課所管の説明を求めます。五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、先ほどご承認いただきました指定管理に伴う商工観光課所管の補正予算につきまして、ご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

資料NO4、補正予算書12月補正②の4ページをご覧くださいと存じます。

第2表、債務負担行為補正4行目、西仙北ぬくもり温泉ユメリア指定管理料から一番下の太田交流の森及び太田レクリエーションの森指定管理料の欄までが当所管課管理する施設であります。限度額はあくまでも上限額であり、租税公課額の変更に対応するものであります。

その内容については、主に現在の入湯税は平成27年度まで50円の低減措置であり、平成28年度から150円で積算されたものと、消費税の増税を27年10月と見込み算定されたものであります。

それらを基に限度額として指定管理料としてお願いしておりますが、入湯税にあたっては、民間を含めた利用状況、その時の経済の動向等を踏まえ、平成27年度中に協議・決定されます。平成28年度以降も引き続き、50円に低減した場合の算定と、消費税

については、増税を平成29年4月からとした場合では、追加資料でお示しした資料のカッコ内が指定管理料の変更となりますこと、いわゆる指定管理料が下がることについてご理解を賜りたいと存じます。

西仙北ぬくもり温泉ユメリア指定管理料は、平成27年度から平成31年度までで、限度額が1億831万8千円であります。

次の、大仙市中仙地域農業総合管理施設指定管理料は、平成27年度から平成31年度までで、限度額が7,403万8千円であります。

次の、協和温泉四季の湯指定管理料は、平成27年度から平成31年度までで、限度額が3,212万円であります。

次の、大仙市南外ふるさと館指定管理料は、平成27年度から平成31年度までで、限度額が8,898万6千円であります。

次の、史跡の里交流プラザ柵の湯、大仙市仙北まがり家、大仙市仙北歴史民俗資料館及び大仙市仙北民具資料館指定管理料は、平成27年度から平成31年度までで、限度額が3,280万円であります。

次の、大仙市立太田就業改善センター、大仙市太田ふるさと館及び大仙市立太田南部コミュニティセンター指定管理料は、平成27年度から平成31年度までで、限度額が6,931万9千円であります。

次の、太田交流の森及び太田レクリエーションの森指定管理料は、平成27年度から平成31年度までで、限度額が1,456万3千円であります。

以上7件の債務負担行為補正をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） つぎに、企業対策課所管の説明を求めます。小野地農林商工部次長兼企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） おなじく、議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、当課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4、12月補正②、5頁をお願いします。

第2表、債務負担行為補正ですが、一行目であります。

先程、議案第177号でご承認を頂きました「大曲地域職業訓練センター指定管理料」として、平成27年度から平成31年度まで5カ年、限度額として、3,864万円の債務負担行為補正をお願いするものであります。

内容は、A3版の追加資料の一覧表、4頁ナンバー14番にありますとおり、単年度では平成27年度767万6千円、平成28年度から平成31年度は774万1千円を予定しております。

年度別で28年度から額が上がるのは、消費税の10%移行を前提としております。

以上、議案第183号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）のうち、当課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） つぎに、農業委員会事務局所管の説明を求めます。加賀谷農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加賀谷光秋） それでは、議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、農業委員会事務局所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入についてであります。9ページをご覧ください。

15款、県支出金 2項、県補助金 5目、農林水産業費補助金 1節、農業費補助金139万4千円の補正であります。農地基本台帳が農地台帳として法定化されたことによる国の100%補助であります。

次に、歳出についてであります。14ページをご覧ください。

6款、農林水産業費 1項、農業費 1目、農業委員会費について、139万4千円を追加し、1億1,655万2千円とするものであります。

13事業 農地制度実施円滑化事業費について、139万4千円の補正であります。農地の利用状況調査、農地の利用意向調査など、国から示された法定項目を含む60項目以上をシステムへ追加するとともに、平成27年4月から開始される、農地台帳公開システムへデータが提供可能となるよう、既存の台帳システムを改修するものであります。このシステム改修を行い次年度において、農家に対し、農地の一筆ごとの確認及び

農地利用の意向調査を実施し、農地台帳を整備するものであります。

以上、農業委員会事務局所管の補正予算につきまして、簡単にご説明いたしましたが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。武田委員。

○14番（武田 隆） 直接この補正と関係ねんだけども、農地台帳整備ということで、この前も部長方さお願いしたったんだけども、今農地中間管理機構の受け手はいるんだけども、出し手、個々の農家とじっくり相談して、おめの家なんとするんだというパターンで、農業委員の方々さ難儀かけるんだけども、農業委員会と農協と、そういうかたちで中間管理機構の内容説明、それから農家個々のこれからの耕作なんとするかということも含めて、台帳整備の時に農家個々を回って相談にのっていただきたいということでございます。

○委員長（高橋幸晴） 加賀谷事務局長。

○農業委員会事務局長（加賀谷光秋） 前回の決算特別委員会でもご要望いただきましたけれども、早速手続とか制度についてのパンフレットを取り寄せまして、明日の農業委員会総会において、ファイルに入れまして持ち歩きやすいようにして、農業委員に個々にあたるようお願いするところでございます。それで、台帳の追加項目の件に関しては農地中間管理機構との協議等の項目もございしますので、農地の意向調査を受けて、出し手の希望に沿って、機関と協議してやるということになってございます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。これで農林商工部所管及び農業委員会事務局所管に関する審査は終了いたしました。なお、討論表決につきましては、最後一括で行います。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、陳情第18号「労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情」を議題といたします。

本件に関して、皆様からご意見や質疑はありませんか。

当局から参考意見がありましたら、お願いいたします。小野地課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） 陳情第18号の本文の4行目にございます労働者派

遣法改正法案につきまして、今般の衆議院解散に伴いまして審議未了、廃案となっているようであります。

○委員長（高橋幸晴） 小野地課長から参考意見をいただきました。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） いずれそういうことで、そぐわないということで不採択にしたらいかがかと思えます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） これは今の労働法制の現状をきちっと表している陳情ですので、ぜひ採択していただきたいと思えます。

臨時国会で、今お話があった派遣労働法、これは多様な雇用ルールを作るということです。たまたま廃案になっただけで、また出てこないとも限らないし、現在派遣労働が若い人の半分くらい問題になってますので、ぜひ採択をお願いします。

○委員長（高橋幸晴） ほかに。はい、佐藤委員。

○20番（佐藤清吉） あくまでも労働者派遣法改正法案についての陳情だべった。まずこれは。今次長話したように国会で廃案になっている状況の中では、今ここで審議する必要もねんじゃねえがなという感じもするし、と思えます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） この文面でいきますと、ブラック企業対策とか、派遣労働とか、解雇の規制とかいろいろ入っていますので、派遣労働制度の改悪を行わずですからね、廃止とかそういうことじゃなくて、これからのことを前向きにうたっている文書ですので、先ほどの意見にはそぐわないなと思えますけれども、ぜひ皆さんの意見に採択していただきたいと思えます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、古谷副委員長。

○副委員長（古谷武美） 我々がどうのこうのという話じゃないような気がするんですけども、国の方のあれで進めていただければと思えますけれども。

○委員長（高橋幸晴） 採択すべきと、それと不採択にすると2つの意見に分かれました。

ほかにございませんか。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 不採択にすべきという意見あったけども、これは廃案なったから不採択にしているというものではないんですよ。派遣労働法の制度の改悪を行わないでほしいという要請なので、臨時国会で廃案になったからね、関係ないという問題ではないということご理解いただきたいと思えます。

- 委員長（高橋幸晴） はい、佐藤委員。
- 20番（佐藤清吉） 採択、不採択、そのものよりももう少し時間を見て継続審議にするのが良いと思います。
- 委員長（高橋幸晴） あらたに継続審査という意見も出ました。はい、武田委員。
- 14番（武田 隆） もしあれだとしたら、一回不採択にして、もう一回その文面を直して陳情させたらいいがべった。だから、今回のこの分については、不採択ということにしたらいかがかと思います。
- 委員長（高橋幸晴） 大体よろしいですか。それではお諮りいたします。
- 継続審査、不採択、採択の3つの意見が出ております。はじめに継続審査についてお諮りいたします。本件について、継続審査と決することに賛成の方の挙手をお願いします。

（可否同数）

- 委員長（高橋幸晴） 可否同数でありました。
- つぎに、本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（可否同数）

- 委員長（高橋幸晴） 可否同数でありました。
- よって本件は、委員会条例第十六条の規定により、継続審査とすることに決しました。

-
- 委員長（高橋幸晴） つぎに、陳情第20号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情について」を議題といたします。

本件に関して、皆様からご意見ございませんか。はい、武田委員。

- 14番（武田 隆） 当然、我大仙市としては採択するべきだというふうに思います。
- （「賛成」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高橋幸晴） なければ質疑等を終結いたします。

お諮りいたします。本件に関しましては、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま採択となりました陳情第20号について、意見書の案文をご協議いただきたいと思います。

(事務局が意見書案を配付)

○委員長(高橋幸晴) ただいま配付いたしました意見書案について、ご意見等ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) 特にないようでございますので、この意見書案のとおりといたします。

ただいまご協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会として議長に提出したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

○委員長(高橋幸晴) ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩したいと思います。
再開は午後1時30分といたします。

午後 1時22分 休 憩

.....
午後 1時28分 再 開

○委員長(高橋幸晴) 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算(第9号)」をふたたび議題といたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(高橋幸晴) 次に、閉会中の継続審査および調査の申し出にかかる事件について

てお諮りいたします。

お手元に配付しました事件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査および調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○委員長（高橋幸晴） 以上で、当委員会に付託となりました事件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで企画産業常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 1 時 2 9 分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

企画産業常任委員会委員長 高 橋 幸 晴